

マイナンバーカード代理受取

【やむを得ない理由】

- 成年被後見人、被保佐人、被補助人（家庭裁判所により、十分な判断力に欠け自身の権利を守るために代理人が必要と判断された人）
- 15 歳未満の人（未就学児、小学生、中学生）
- 75 歳以上の人
- 障害のある人
- 長期入院している人
- 施設に入所している人（介護施設、福祉施設などに入所している人）
- 要介護、要支援認定されている人
- 妊娠中の人
- 長期（国内外）出張、長期航行中の人
- 海外留学中の人
- 高校生、高専生
- ひきこもりの人

（注）書類が不足している場合や、書類の必要事項に記入漏れがある場合はマイナンバーカードをお渡しできません。

（注）「仕事が忙しい」は、やむを得ない理由に該当しませんのでご注意ください。

【申請者本人が来庁できない理由を証明する資料について】

顔写真付きの本人確認書類に加えてその他必要な疎明資料

（※顔写真付きの本人確認書類は必須です）

来庁が困難な理由	疎明資料
成年被後見人・被保佐人・被補助人	登記事項証明書
未就学児・小学生・中学生	
75 歳以上の人	
障がいのある人	障害者手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証など一点

長期入院している人	診断書、入院医療計画書、領収書、診療明細書、個人番号カード顔写真証明書（※1）など一点
施設に入所している人	入所証明書、顔写真証明書（※1）など一点
要介護・ 要支援認定されている人	介護保険者証、認定結果通知書、顔写真証明書（※1）など一点
妊娠中の人	母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書又は受診券など一点
長期（国内外）出張中の人	査証の写し、勤務先による長期出張、長期航行していることを証明する書類など一点
海外留学中の人	留学先の学生証の写しなど
高校生・高専生	学生証、在学証明書など
ひきこもりの人	相談している公的な支援機関が記入した顔写真証明書（※1）